

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	48
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	48
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	48

告 示	
北海道告示第577号	
森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。	
平成22年7月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町忠類幌内9の2（次の図に示す部分に限る。）	
2 保安林として指定された目的 風害の防備	
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第578号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成22年7月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字最上85の1（次の図に示す部分に限る。）	
2 保安林として指定された目的 水源のかん養	
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び津別町役場に備	

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 北見都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | | | | |
|-------|---------------|--------|-----------------|
| 種 別 名 | 称 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
| 幹線街路 | 3・4・26号 南 岸 通 | 北見市東三輪 | 北見市川東 北見市末広町4丁目 |

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- | | |
|-----|-----------|
| 名 称 | 札幌石狩公共下水道 |
|-----|-----------|

ア 変更前

- (ア) 下水管渠
- | | | |
|----------------|-----------|----------------|
| 名 | 称 起 点 | 終 点 |
| XIV-03000 | 札幌市東区東雁来町 | 札幌市東区東苗穂12条3丁目 |
| 東雁来雨水ポンプ場雨水放流渠 | 札幌市東区東雁来町 | 札幌市東区東雁来町 |

(イ) その他の施設

- | | |
|-----------|---------------------|
| 名 | 称 位 置 |
| 定山溪中継ポンプ場 | 札幌市南区定山溪温泉西3丁目及び4丁目 |

イ 変更後

- (ア) 下水管渠
- | | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 名 | 称 起 点 | 終 点 |
| 東雁来雨水ポンプ場雨水放流渠 | 札幌市東区東雁来町 | 札幌市東区東雁来町 |

(イ) その他の施設

名 称 位 置
定山溪中継ポンプ場 札幌市南区定山溪温泉西3丁目及び4丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 札幌圏都市計画及び南幌都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

名 称 江別南幌公共下水道

変更した部分

その他の施設

名 称 位 置

対雁雨水調整池 江別市いずみ野

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 北見都市計画墓園に係る事項

(1) 都市計画の種類 墓園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

名 称 位 置

2号 北見ヶ丘霊園 北見市川東、若松、南丘

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)